次期クリーンセンター整備検討審議会について

1.概要

（1） 背景

本市の一般廃棄物処理の中核を担う鹿沼市環境クリーンセンター（上殿町）のごみ焼却処理施設は、平成 6 年（1994 年）に竣工したストーカ式（88.5t/日×2 炉）の施設です。平成 27 年（2015 年）に基幹的設備改良を実施しましたが、竣工後 31 年が経過しています。また、粗大ごみ処理施設（1994 年竣工）、リサイクルセンター（2002 年竣工）、新リサイクルセンター（2012 年竣工）などの関連施設もそれぞれ更新の時期を見据える必要があります。

本市では、将来にわたる安定的なごみ処理体制を確保するため、約 10 年後を見据えて次期施設の整備に向けた検討を開始しました。令和 10 年度を目途に、次期クリーンセンターの在り方、方向性、要件等を定めた「次期クリーンセンター整備基本構想」を策定し、令和12年度には「次期クリーンセンター整備基本計画」の策定、その後の令和 18 年度に次期施設の供用開始を目指しています。

現在、令和 8 年度から「次期クリーンセンター整備基本構想策定に向けた基礎調査業務」を実施しており、廃棄物処理・資源循環に係る技術動向や先進事例等の調査、多面的価値の創出に係る検討、適地調査などを進めています。本審議会では、これらの調査結果等を基にご審議いただきます。

（2） 審議会設置の根拠

本審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の附属機関として設置するものです。

（3） 審議会の基本情報

名称	次期クリーンセンター整備検討審議会
設置根拠	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項
所掌事務	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の処理の将来像等について調査審議し、答申する。
委員定数	20 名以内
任期	2 年　ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間。再任可。
会議	会長が招集（最初の会議は市長が招集）。委員の半数以上の出席で成立し、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは議長が決する。
庶務	環境部（資源循環課）
報酬	学識経験者として委嘱された委員は、【日額1万2，000円】 その他の委員及び専門員は、【日額7，300円】

2.目的

本審議会は、次期クリーンセンターの整備に関する基本的な方針について学識経験者、関係団体及び市民など幅広い立場の方々から専門的かつ多角的なご意見をいただき、鹿沼市にとって最適な施設整備の方向性を決定するための基準を定めることを目的としております。

審議にあたっては、主に次の観点からご検討いただくことを想定しております。

○民意の反映	次期クリーンセンター整備基本構想の策定に当たり、市民の意見を反映させること。
○多様な立場からの意見聴取	学識経験者、関係団体、市議会、市民などの幅広い立場から、専門的かつ多角的なご意見をいただくこと。
○循環型社会・脱炭素社会への貢献	循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に資する施設とすること。
○多面的価値の創出	地域循環共生圏の観点から、地域に多面的な価値をもたらす中核施設を目指すこと。

3.審議事項

市長からの諮問に基づき、主に次の事項についてご審議いただく予定です。

番号	項目	主な審議内容（想定）
（1）	本市における一般廃棄物の処理の将来像に関すること	ごみ処理の現状と課題、15 年程度のごみ排出量・質の見通し、将来の分別品目、国・県の施策動向、市民アンケート結果を踏まえた整備理念
（2）	将来像の実現に必要なクリーンセンターの規模、機能、技術等に関すること	可燃ごみ・粗大ごみ・プラスチック・ペットボトルの各処理施設の規模・処理方式、最新技術、最終処分場（鹿沼フェニックス）の在り方、災害廃棄物への対応、広域化と単独整備の比較、民間事業者との連携
（3）	クリーンセンターにおいて実施すべき一般廃棄物の循環的な利用に関すること	再使用・再生利用・熱回収（発電・熱供給）、焼却灰の資源化、農業・林業・商工業との連携による多面的価値の創出

（4）	クリーンセンターの整備に係る適地の評価基準に関すること	候補地選定手順、評価項目・基準（土地の現況、自然環境、道路状況・収集運搬効率、事業費、周辺状況、熱・電力利用の効果、広域化の可能性、 災害リスク、法的規制）
（5）	その他	次期クリーンセンターの整備に関し必要な事項

審議に当たっては、基礎調査業務の成果（技術動向、先進事例、比較評価結果等）を資料として提供いたします。答申の内容は、令和10年度に策定を予定している「次期クリーンセンター整備基本構想」に反映いたします。

4.日程

審議会の開催予定は次のとおりです。

回	開催時期（予定）	主な審議内容（予定）
第１回	令和9年1月	① 審議会について（説明） ② 基本構想について（説明） ③ 適地評価基準について（説明） ④ 今後の行程について（説明）
第２回	令和9年3月	① 適地評価基準（回答・説明） ② 調査報告書骨子案について（説明） ③ 本市におけるごみ処理課題（説明） ④ ②、③を踏まえ追加調査要望事項（意見）
第３回	令和9年5月	未定
第４回	令和9年8月	未定
第５回	令和9年11月	未定
第６回	令和10年2月	未定

○ 各回の会議時間は２時間程度を予定しております。
○ 開催通知は、各回の概ね2週間前までに送付いたします。
○ 調査の進捗状況により、日程や審議内容を変更する場合があります。

5.審議会委員の情報

（1） 委員構成

委員は、条例第4条第1項の規定により、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します（定員20人以内）。

① 一般廃棄物の処理について学識経験を有する者
② まちづくりについて学識経験を有する者
③ 市内の関係団体から推薦を受けた者
④ 市議会の議員
⑤ 市民（公募）

（2） 委員へのお願い事項

○会議への出席	各回の審議会への出席をお願いいたします。やむを得ず欠席される場合は、事前に事務局までご連絡ください。
○守秘義務	非公開とされた資料や各種情報など審議の過程で知りえた情報は、任期終了後も外部に漏らさないようにお願いいたします。
○会議の公開・会議記録の公表	会議は原則として公開とし、会議記録は市のホームページ等で公表いたします。発言者名の取扱いは、第1回の会議でお諮りする予定です。
○報酬	会議出席1回につき、条例の定める日額の報酬をお支払いいたします。口座振替のため、振込先口座の情報をご提供いただきます。